

変更前(2022年6月30日版)	変更後(2022年7月20日版)
<p>第2条(約款の改定)</p> <p>2 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (http://home.kcv.ne.jp/) に掲載する方法で告知するものとします。</p> <p>第6条(最低利用期間)</p> <p>2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を当社へ支払うものとします。</p> <p>第15条(契約者が行う契約の解除)</p> <p>契約者は、契約を解除しようとするときは、当社が定める所定の方法で当社へ通知するものとします。</p> <p>2 前項の規定による契約解除の場合、当社は、当社に帰属する電気通信設備の資産等を撤去するものとします。この場合において、契約者は、当社へ撤去に要する費用を支払うものとします。</p> <p>第28条(割増金)</p> <p>契約者が、料金の支払いを不法に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により当社へ支払うものとします。</p> <p>第29条(延滞利息)</p> <p>契約者が、料金及びその他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、契約者には支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により当社へ支払うものとします。ただ</p>	<p>第2条(約款の改定)</p> <p>2 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (https://yumenet.jp) に掲載する方法で告知するものとします。</p> <p>第6条(最低利用期間)</p> <p>2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を当社に支払うものとします。</p> <p>第15条(契約者が行う契約の解除)</p> <p>契約者は、契約を解除しようとするときは、当社が定める所定の方法で当社に通知するものとします。</p> <p>2 前項の規定による契約解除の場合、当社は、当社に帰属する電気通信設備の資産等を撤去するものとします。この場合において、契約者は、当社に撤去に要する費用を支払うものとします。</p> <p>第28条(割増金)</p> <p>契約者が、料金の支払いを不法に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により当社に支払うものとします。</p> <p>第29条(延滞利息)</p> <p>契約者が、料金及びその他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、契約者には支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により当社に支払うものとします。ただ</p>

し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。

第33条（契約者の切り分け責任）

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者が、その派遣に要した費用を当社へ支払うものとします。

第37条（利用に係る契約者の義務）

10 契約者が、前項までの規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損した場合、契約者は、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社へ支払うものとします。

11 契約者は、当社が契約者へ貸与する端末設備及びその付属品等を故意又は過失により破損若しくは紛失し、又は契約の解除時に当社に返却しなかった場合、契約の期間の如何にかかわらず料金表に定める端末設備及びその付属品等の実費を当社に支払うものとします。

し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。

第33条（契約者の切り分け責任）

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者が、その派遣に要した費用を当社に支払うものとします。

第37条（利用に係る契約者の義務）

10 契約者が、前項までの規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損した場合、契約者は、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払うものとします。

11 契約者は、当社が契約者に貸与する端末設備及びその付属品等を故意又は過失により破損若しくは紛失し、又は契約の解除時に当社に返却しなかった場合、契約の期間の如何にかかわらず料金表に定める端末設備及びその付属品等の実費を当社に支払うものとします。